

千葉市立小学校及び中学校管理規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月21日

千葉市教育委員会教育長 鶴岡克彦

千葉市教育委員会規則第12号

千葉市立小学校及び中学校管理規則等の一部を改正する規則

(千葉市立小学校及び中学校管理規則の一部改正)

第1条 千葉市立小学校及び中学校管理規則(昭和39年千葉市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

目次中「第6章の2 併設型中学校における入学手続の特例等(第31条の2―第31条の14)」を「第6章の2 削除」に改める。

第6章の2を次のように改める。

第6章の2 削除

第31条の2から第31条の14まで 削除

(千葉市立高等学校管理規則の一部改正)

第2条 千葉市立高等学校管理規則(昭和39年千葉市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第3条の3第2項を次のように改める。

2 第3条に規定する稲毛高等学校普通科の生徒定員には、中高一貫教育を受けるため附属中学校から入学した者(以下「内進生」という。)の生徒定員を含むものとし、各学年における内進生の定員は80人とする。

第14条第3項を削る。

第25条の3を削る。

第26条第1項中「(稲毛高等学校普通科に入学を志願しようとする附属中学校の生徒を除く。)」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

(千葉市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学区域に関する

る規則の一部改正)

第3条 千葉市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学区域に関する規則（昭和44年千葉市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「(千葉市立稲毛高等学校附属中学校を除く。)」を削り、同条第2項中「千葉市立稲毛高等学校附属中学校及び千葉市立真砂中学校かがやき分校」を「千葉市立真砂中学校かがやき分校」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。